

中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議

運営要領

(目的)

第1条

中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議（以下、「本会議」という。）は南海トラフ地震等への備えとして、災害時に国、県、政令市等の関係機関が連携して的確かつ速やかに被災者住宅支援等を行えるよう、平時から各機関の取組みについて情報共有を図り、災害時の連携確認等を行うことを目的として設置する。

(組織)

第2条

本会議は、中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市（以下「関係機関」という。）の住宅関係課長等を構成員とし、独立行政法人都市再生機構中部支社、独立行政法人住宅金融支援機構東海支店をオブザーバーとし組織する。

(座長)

第3条

本会議に座長及び座長代理を置く。

2

座長は中部地方整備局建政部住宅調整官とする。

3

座長が欠席するときは、中部地方整備局建政部住宅整備課長を座長代理とする。

4

座長は本会議における議論に資するため、勉強会を開催し、意見を聴取することができる。

(開催)

第4条

本会議は、原則として毎年度1回開催する。なお、東日本大震災への対応を踏まえ、当面の間は、必要に応じ開催するものとする。

(事務局)

第5条

本会議の事務局は中部地方整備局建政部住宅整備課とする。

附則

この要領は、平成24年1月27日から適用する

改訂 平成27年1月13日

改訂 平成27年3月31日